

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によって、次のとおり土地  
立入りの許可をした。

令和六年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類

一〇kV特別高圧架空送電線志和北支線新設工事

三 立入りの目的

調査測量及び工事計画調査

四 立ち入ることができる土地の区域

東広島市志和町志和東字小屋一三三三番、一三三二番、一四四八番、一四六七番、一〇  
四四二番、一〇四四二番二、一〇四四三番、一〇四四九番、一〇四五〇番、一〇四五一番、  
一〇四五三番、一〇四五四番、一〇四五五番一、一〇四五五番三、一〇四六四番二六、一  
〇四六四番三一、一〇四八五番二、一〇四八七番、一〇四九七番、字上ケ尾二二八〇番、  
一〇三八一番、字名免羅一〇四八番、一〇三〇〇番、一〇三〇六番、一〇三〇七番二、一  
〇三一七番一〇、一〇三一七番五一、字元広五三三番、六二〇番、六二一番二、一〇一六  
一番、一〇一六三番、一〇一六七番及び字六日市一〇二六六番一

五 立ち入ることができる期間

令和六年十月三十一日から令和七年三月三十一日まで